

介護マーク普及協力事業所登録実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者や障害をお持ちの方などの介護をする人を温かく見守り、地域で支え合う「やさしい社会」づくりを進めるため、「介護マーク」の普及活動に協力していただける事業所等の登録に必要な事項を定める。

(定義)

第2条 介護マーク普及協力事業所とは、この要綱第4条の規定により、知事が登録を認めた事業所等をいう。

(申出)

第3条 介護マーク普及協力事業所の登録を希望する事業所等は、介護マーク普及協力事業所登録申出書（様式第1号）に必要事項を記載し、知事あてに提出するものとする。

(登録)

第4条 知事は、前条による事業所等からの申出があった場合に、当該事業所等の取組内容が「介護マーク」の普及を推進するものと認められるときは、介護マーク普及協力事業所として登録するものとする。

2 登録は、知事が事業所等に対して「登録証」を交付することにより行う。

(登録の効果)

第5条 登録を受けた事業所等（以下「登録事業所」という。）は、可能な範囲で、「介護マーク」の普及活動を行い、県は、登録事業所の行う普及活動を支援する。

2 登録事業所が行う普及活動及び県の支援の内容は、県と登録事業所が協議の上で決定する。

3 県は、登録事業所名及び登録事業所からのメッセージを県のホームページで公表する。

(費用等の負担)

第6条 県は、予算の範囲内で、県の作成した介護マークの普及にかかる広報用品等を、無償で登録事業所に交付することができる。

2 登録事業所は、自ら介護マークの普及に必要な用品等の作成及び広報活動を行うことができる。

3 普及活動に際して生じた事故等による損害について、県は責任を負わない。

(登録内容の変更)

第7条 登録事業所は、登録内容に変更が生じた場合、介護マーク普及協力事業所登録内容変更届出書（様式第2号）を知事あてに提出するものとする。

(活動報告)

第8条 登録事業所は、介護マーク普及活動報告書（様式第3号）を知事あてに提出することにより、県ホームページに掲載されたメッセージ等の内容を更新することができる。

2 知事は、必要があると認めるときは、登録事業所に対し、活動報告を求めることができる。

(登録の辞退)

第9条 登録事業所は、いつでも知事に登録の辞退を申し出ることができる。

2 登録の辞退は、介護マーク普及協力事業所登録辞退出書（様式第4号）に必要事項を記載し、知事あてに提出することにより行うものとする。

3 登録の辞退により事業所等に生じた費用等は、登録事業所の負担とする。

(登録の取消し)

第10条 知事は、登録事業所に「介護マーク」の普及にとって不利益となる行いがあった場合は、いつでも登録を取り消すことができる。

2 登録の取消しにより事業所等に生じた費用等は、登録事業所の負担とする。

(庶務)

第11条 介護マーク普及協力事業所の登録に関する庶務は、長野県健康福祉部介護支援課が行う。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか介護マーク普及協力事業所の登録に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年7月27日から施行する。

この要綱は、平成25年4月3日から施行する。

この要綱は、平成28年8月31日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。